

# お知らせ なんたん



第119号(2の2)平成22年12月24日発行

## 国民健康保険税の軽減について

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方は、届出により国民健康保険税が軽減されます。

- 対象者** 平成21年3月31日以降に離職された方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の受給資格区分による失業等給付を受ける方  
①雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)  
②雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
- 軽減額** 国民健康保険税は前年の所得などにより算定しますが、軽減対象者の場合、前年の給与所得をその100分の30とみなして軽減を行います。
- 軽減対象期間** 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで  
※平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。(平成21年度の保険税は軽減の対象となりません)雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険を脱退すると軽減は終了しますが、失業軽減の対象期間内に国保に再度加入した場合は、残っている対象期間が失業軽減の対象となります。なお、雇用保険の受給資格が新たに生じた場合は、新たな雇用保険受給資格者証で再判定します。
- 手続方法** 軽減を受けるには届出が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、国保医療課、各支所健康福祉課で手続きしてください。
- その他** 上記軽減制度のほか、災害や大幅な所得減少などにより生活が著しく困難となった場合、申請により国民健康保険税の減免が受けられることがあります。詳細については下記問合せ先にお問い合わせください。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

後期高齢者医療保険料の納付方法が、「年金からの天引き(特別徴収)」となっている方は、申請により「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。納付方法の変更を希望される場合は、下記問合せ先で手続きをしてください。平成23年1月20日(木)までに手続きをされると平成23年4月からの年金天引きを中止し、7月から口座振替となります(平成23年2月分の年金天引きは、中止することができません)。期限後も手続きはできますが、平成23年6月以降分の年金天引き中止となります。なお、変更の手続きをされても保険料の総額は変わりません。  
※変更を希望されない場合は、手続きの必要はありません。

※平成22年度中に資格取得された方などは、現在、納付書や口座振替で納付されている場合でも、平成23年度から「年金からの天引き」に移行する予定です(資格取得された時期により、「年金からの天引き」への移行時期は異なります)。「年金からの天引き」ではなく、「口座振替」での納付を希望される場合は、手続きが必要となります。

- 手続方法** 国保医療課、各支所健康福祉課に備えつけの専用の申請書により手続きをしてください。その後に金融機関で、口座振替の手続きを行っていただきます。

※すでに変更の手続きをされている方は再度していただく必要はありませんが、金融機関のみで口座振替の手続きをされた方は「年金からの天引き」に移行する場合がありますので、下記問合せ先でご確認のうえ申請書を提出してください。

- 持参いただくもの** 印鑑、口座振替される口座の通帳および通帳印

※代理の方が手続をされる場合は、委任状および代理の方の身分証明書も持参ください。

<確定申告時の社会保険料の控除について>  
納付方法により、税金の控除ができる方が異なります。

年金からの天引きの場合	年金の受給者に、社会保険料控除が適用されます。(年金天引きの場合、本人以外の社会保険料控除に適用できません)
口座振替または納付書の場合	口座振替または納付書により保険料を支払った方に、社会保険料控除が適用されます。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 女性相談日のお知らせ

女性のさまざまな悩みを、専門のカウンセラーがともに受けとめ、整理するお手伝いをします。どんなことでもご相談ください。秘密は厳守します。(無料)

- 相談日** 1月12日、26日、2月9日、23日(第2・4水曜日)午後1時~4時

※必ず事前予約が必要です。下記問合せ先に予約をお願いします。

◇問合せ先 市民課 TEL (0771) 68-0005

## ねんきん定期便・特別便相談会を開催します

国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さんに誕生日月に送付されている「ねんきん定期便」および年金受給者・加入者の皆さんに送付された「ねんきん特別便」に関する相談会を下記のとおり開催します。

日時	場所
1月20日(木) 午前9時~午後5時	南丹市八木支所3階西会議室
2月17日(木) 午前9時~午後5時	南丹市日吉支所3階第2会議室
3月17日(木) 午前9時~午後5時	南丹市美山支所1階小会議室

- 持ち物** お手元に届いた「ねんきん定期便」、「ねんきん特別便」、年金手帳など(基礎年金番号が確認できるもの)、印鑑、本人確認ができるもの(免許証や保険証など)、代理人が相談される場合は「委任状」と代理人ご自身の本人確認ができるもの

※社会保険労務士1人に対応するため、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

◇問合せ先 京都西年金事務所 TEL 075-323-1170(代表)  
国保医療課 TEL (0771) 68-0011  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022  
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 住民基本台帳カード交付における本人確認について

平成23年1月から住民基本台帳カードの交付などにおける本人確認の方法が変わります。これは運転免許証を本人確認書類とした、なりすましによる不正取得事件が多数発生していることによるものです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

<市民課で受付の場合>

- 本人確認の方法**

- ①ICカード運転免許証を提示の場合: 窓口にある機械で確認します(暗証番号の入力が必要です)
- ②非ICカード運転免許証、旅券、身体障害者手帳など、官公署発行の顔写真つき本人確認書類を提示の場合: もう1点本人確認書類の提示が必要です。
- ③上記①、②が提示いただけない場合は、即日交付はできませんので次の手順になります。
  1. 申請: 申請の際、本人確認書類(健康保険証、年金証書など)の提示が必要です。
  2. 照会書の送付: 交付申請される方が住民登録されている住所に照会書を市役所から郵送します。
  3. 交付: 照会書に対する回答書に必要な事項を記入の上持参いただき、本人確認書類を2点以上提示いただきます。

<各支所健康福祉課で受付の場合 ※即日交付はできません>  
上記③の場合と同様の手順で交付します。

◇問合せ先 市民課 TEL (0771) 68-0005

## 多重債務無料法律相談のご案内

借金の返済でお悩みの方を対象に、弁護士が相談に応じます。借金問題は必ず解決できます。まずはお問い合わせください。秘密厳守。相談無料。

- 日程** 1月11日(火)・25日(火) ●**時間** 午後4時~7時(1人45分以内)
- 場所** 園部公民館 ●**予約** 開催日の前日までに下記問合せ先にお申し込みください。

※上記以外の無料相談会場もご案内しています。まずはお相談ください。

◇問合せ先 南丹広域振興局商工労働観光室 TEL (0771) 23-4438  
商工観光課 TEL (0771) 68-0050 各支所産業建設課

## スプリングスひよし年末年始営業のお知らせ

年末年始の営業を下記のとおりとします。皆さんのお越しをお待ちしています。

- 休館** 12月29日(水)、30日(木)、31日(金)

※平成23年1月1日(土)正午から営業します。

- イベント**

日時	場所	内容
1月1日(土) 午後2時~	リフレッシュプラザ・ラウンジ	もちつき
1月2日(日) 午後2時~	ウェルカムプラザ・ラウンジ	もちつき
1月9日(日) 午前10時~	ウェルカムプラザ	新春初売り 七草がゆ振る舞い

◇問合せ先 スプリングスひよし TEL (0771) 72-1526